

## 静岡市本社機能移転等促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、市内への企業の進出及び市内における企業の定着を促進し、もって本市の人口の増加、地域の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備事業として市内に本社機能等の移転及び拡充を行う個人事業者又は法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設のうち、企業において業務・事業を管理し、統括し、及び運営する事務所、研究所及び研修所をいう。ただし、生産や販売等の部門のために使用されるものを除く。
- (2) 整備計画 地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画のうち同条第3項の規定により静岡県知事の認定を受けたものをいう。
- (3) 移転 企業の本社機能で東京都特別区にあるものの業務の全部又は一部を、市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所に移すことをいう。
- (4) 拡充 企業の本社機能で東京都特別区以外にあるものの業務の全部若しくは一部を、市内に新たに設置する事業所若しくは市内の既存の事業所に移すこと、又は企業の本社機能で市内にあるものの業務を、市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所において拡充することをいう。
- (5) 事業着手日 用地の取得に係る契約の締結日、事務所等の建物に係る工事請負契約日、機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日をいう。
- (6) 業務開始日 補助対象経費に係る支払が全て完了し、補助事業の要件を全て満たして業務を開始した日をいう。
- (7) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく一般被保険者の数をいう。この場合において、パートタイマー（一般被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。）及び市外に住所を有する者（市外において住民基本台帳に記載されている者をいう。）は、2分の1に換算するものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、整備計画に基づき移転又は拡充を実施する者で、市長が必要であると

認めるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年3月31日までの間に実施される整備計画に基づく移転又は拡充で次に掲げる要件を満たすものであって、市長が必要であると認めるものをいう。

(1) 移転であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 新たに建物を新築し、増築し、購入し、若しくは賃借し、又はその用途を変更するものであること。

イ 移転の場所が、静岡市が作成する地域再生法第5条第1項の地域再生計画に記載された同条第4項第5号イの地方活力向上地域内であること。

ウ 移転後の事業所における従業員の数が3人以上であること。

(2) 拡充であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 企業の本社機能で東京都特別区以外にあるものの業務の全部若しくは一部を市内に新たに設置する事業所若しくは既存の事業所に移すもの

イ 拡充の場所が、静岡市が作成する地域再生法第5条第1項の地域再生計画に記載された同条第4項第5号イの地方活力向上地域内であること。

ウ 拡充後の事業所における従業員の数が企業の本社機能で東京都特別区以外にあるものの業務の全部若しくは一部を市内に新たに設置する事業所若しくは既存の事業所に移すものにあつては、3人以上であること、企業の本社機能で市内にあるものの業務を市内に新たに設置する事業所又は市内の既存の事業所において拡充するものにあつては、事業着手日以後に1人以上増加すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費（公租公課、消費税及び地方消費税の額を除く。）であつて、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別に補助金を受ける経費については、補助対象経費としない。

(1) 用地の取得に要する費用（土地の測量、造成に係る経費を除く。）

(2) 従業員の新規雇用に要する費用

(3) 従業員の配置転換に当たり企業が負担する費用

(4) 建物の建設及び購入に要する費用（整備計画に記載のある建物附属設備及び構築物に係る経費を含む。）

- (5) 建物賃借料（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料その他直接賃借に要しない経費を除く。）
- (6) 機械等の購入に要する費用（地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格50万円未満のものを除く。）及び法人税法施行令第13条第7号に掲げる工具、器具及び備品（耐用年数1年未満のもの及び取得価格10万円未満のものを除く。）に係る経費を含む。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費
  - 2 前項の規定により補助対象経費を算定する場合において、一の建物に本社機能とその他の機能が共存する場合は、各機能が有する面積、各機能に従事する従業者の人数（双方の機能に従事する従業者は、本社機能に従事するものとみなす。）その他合理的な方法により当該建物に占める本社機能の割合を算定するものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助事業及び補助対象経費ごとに、同表に定める基準額を基準とし、同表に定める限度額の範囲内において市長が定める額の合計額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手日から2年を経過する日又は整備計画の認定後1年を経過する日のいずれか早い日までに本社機能移転等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受け、その内容に変更が生じていない場合は、第6号から第9号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 企業概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 補助対象従業員名簿（様式5号）（研究所の場合は除く。）
- (5) 補助対象研究員名簿（様式6号）（研究所の場合に限る。）
- (6) 定款又は寄附行為の写し（個人事業者の場合を除く。）
- (7) 法人の登記事項証明書（個人事業者の場合を除く。）
- (8) 整備計画の認定通知書の写し
- (9) 位置図及び配置図
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、本社機能移転等促進事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 本社機能移転等促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）
- (2) 変更事業計画書（様式第3号）
- (3) 変更収支予算書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、本社機能移転等促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、本社機能移転等促進事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助対象従業員名簿（様式5号）（研究所の場合は除く。）
- (4) 補助対象研究員名簿（様式6号）（研究所の場合に限る。）
- (5) 土地の登記事項証明書の写し（用地取得に対する補助がある場合に限る。）
- (6) 土地の売買契約書の写し（用地取得に対する補助がある場合に限る。）
- (7) 建物の工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (8) 機械設備等の売買契約書の写し
- (9) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し
- (10) 工事が完了したことが確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、本社機能移転等促進事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入

控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金所要額(補助金対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助額)を補助金対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して行うこと。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条の申請の内容に偽りがあることが判明したとき。
- (2) 交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度から5年以内に交付決定の対象となった工場等の事業を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	基準額	限度額
移転	第5条第1項第1号に掲げる経費	補助対象経費の額に10パーセントを乗じて得た額	1億円
	第5条第1項第2号及び第3号に掲げる経費	新規雇用する従業員1人につき25万円を上限として補助対象経費に相当する額 東京都特別区にある本社機能の業務から配置転換しかつ新たに本市へ転入する従業員1人につき50万円を上限として補助対象経費に相当する額	
	第5条第1項第4号、第6号及び第7号に掲げる経費	補助対象経費の額に5%を乗じて得た額	5,000万円
	第5条第1項第5号に掲げる経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（36月以内）	1年度につき500万円。ただし、前3年度において、この要綱による補助金の交付を受けた場合は、1,500万円から当該年度に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。
拡充	第5条第1項第1号に掲げる経費	補助対象経費の額に5パーセントを乗じて得た額	1億円
	第5条第1項第2号及び第3号に掲げる経費	従業員1人につき25万円を上限として補助対象経費に相当する額	
	第5条第1項第4号、第6号及び第7号に掲げる経費	補助対象経費の額に3%を乗じて得た額	3,000万円

	7号に掲げる経費		
	第5条第1項第5号に掲げる経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（12月以内）	1年度につき200万円。ただし、前年度において、この要綱による補助金の交付を受けた場合は、200万円から当該年度に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。



様式第1号（第7条関係）

本社機能移転等促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地  
名称  
申請者 代表者 氏 名 ①  
連絡担当者 氏 名  
電話番号

年度において、本社機能移転等促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）  
円 - 円 = 円

2 事業の目的

様式第2号（第7条関係）

企業概要調書

1 企業等の名称

2 代 表 者

3 企業等の沿革

4 資本金（資金）

5 従 業 員 数（うち障害者数）

6 業 種

主要製品

主要取引先

7 本社所在地

電話番号

8 事務所所在地

電話番号

9 最近3期の業績

貸借対照表 (千円)

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地				社債等			
建物				長期借入金			
設備資産				引当金等			
建物仮勘定				資本合計			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
—				剰余金			

損益計算書 (千円)

	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年月	年月	年月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

様式第3号（第7条、第10条、第12条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 本社機能の種別（該当するものを○で囲むこと。）

事務所	研究所	研修所	その他
-----	-----	-----	-----

2 移転（拡充）場所

3 移転（拡充）の区分（該当するものを○で囲むこと。）

土地	購入	賃貸借	既存		
建物	新築	増築	購入	賃貸借	用途変更

4 移転（拡充）する業務部門

5 移転（拡充）施設で行う業務

6 移転（拡充）日

用地取得日	年 月 日
事業着手日	年 月 日
着工日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

7 従業員雇用計画（実績）

	市内全事業所			当該施設		
	正従業員		パート	正従業員		パート
	市内居住	市外居住		市内居住	市外居住	
事業着手日						
事業着手日以後に 雇用（予定）の者						
業務開始（予定）日						

（注） 雇用保険法の一般被保険者の数を記入すること。

7 投資計画（実績）

区分		全体	対象部分	金額
土地		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円
設備投資	建物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円
	建物付属設備			円
	構築物			円
	機械及び装置			円
	工具、器具及び備品			円
	小計			円
建物賃借				円
その他				円
合計				円

8 資金調達計画（実績）

	金額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
補助金等	円	
その他	円	
合計	円	

9 補助金所要額内訳

区分	補助対象経費 補助対象者数 A	補助率 (額) B	A × B	補助金額
用地取得	円	%	円	円
設備投資	円	%	円	円
新規雇用	人	円	円	円
建物賃借	円	月	円	円
合計				円

10 過去の交付実績

前々年度			前年度			補助金交付額累計
補助金 交付額	うち建物 賃借料	補助対象 月数	補助金 交付額	うち建物 賃借料	補助対象 月数	
月	円	月	円	月	円	円

様式第4号（第7条、第10条、第12条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第5号（第7条、第12条関係）

補助対象従業員名簿

	氏 名	雇用年月日	住 所	職 務 の 内 容	特記事項
	生年月日		正従業員・パートの別		
1	. .	. .	1正従業員 2 パート		
2	. .	. .	1正従業員 2 パート		
3	. .	. .	1正従業員 2 パート		
4	. .	. .	1正従業員 2 パート		
5	. .	. .	1正従業員 2 パート		
6	. .	. .	1正従業員 2 パート		
7	. .	. .	1正従業員 2 パート		
8	. .	. .	1正従業員 2 パート		
9	. .	. .	1正従業員 2 パート		
10	. .	. .	1正従業員 2 パート		

様式第6号（第7条、第12条関係）

補助対象研究員名簿

	氏名	雇用年月日	住所	従事する 業務の内容	経験 年数
			最終学歴		
1		. .			
2		. .			
3		. .			
4		. .			
5		. .			
6		. .			
7		. .			
8		. .			
9		. .			
10		. .			

(注) 「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。



第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

本社機能移転等促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市本社機能移転等促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額		円
	(内訳)	
	用地取得	円
	設備投資	円
	新規雇用	円
	建物賃借料	円

2 交付の時期

3 交付の条件

- (1) 次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ア 補助事業の目的及び内容
- イ 補助事業の事業計画及び収入支出予算
- ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承

認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は、次のとおり取り扱うこと。

ア 静岡市本社機能移転等促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第8号（第10条関係）

本社機能移転等促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所 在 地		
	名 称		
申 請 者	代 表 者	氏 名	
	連絡担当者	氏 名	
	電 話 番 号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市本社機能移転等促進事業の計画を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

本社機能移転等促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市本社機能移転等促進事業の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

様式第10号（第12条関係）

本社機能移転等促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所 在 地		
	名 称		
報 告 者	代 表 者	氏 名	
	連 絡 担 当 者	氏 名	
	電 話 番 号		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市本社機能移転等促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第11号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

本社機能移転等促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市本社機能移転等促進事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付の時期

様式第12号（第14条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた静岡市本社機能移転等促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地  
請 求 者 名 称  
代 表 者 氏 名 ⑩

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義

様式第13号（第15条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地  
名称  
報告者 代表者 氏 名  
連絡担当者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市本社機能移転等促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円